

○個人情報保護委員会告示第五号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第四条の規定に基づき、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

平成三十年九月二十八日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げ

ていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>第3 総論</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 本ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。</p>	<p>第3 総論</p> <p>第3-3 本ガイドラインの位置付け等</p> <p>(1) [同上]</p> <p>(2) 本ガイドラインの位置付け</p> <p>本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。</p>

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）を遵守することを前提としている。

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

[略]

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく個人情報保護法が適用される部分については、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等（以下「個人情報保護法ガイドライン等」という。）を遵守することを前提としている。

第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置

(1) 保護措置の概要

[同上]

ア 特定個人情報の利用制限

個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。

これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。ま

ア 特定個人情報の利用制限

個人情報保護法は、個人情報の利用目的についてできる限り特定（個人情報保護法第15条）した上で、原則として当該利用目的の範囲内でのみ利用することができるとしている（同法第16条）が、個人情報を利用することができる事務の範囲については特段制限していない。

これに対し、番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第9条）。ま

た、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（同法第30条第3項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。

イ [略]

ウ 特定個人情報の提供制限等

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者

た、本来の利用目的を超えて例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている（番号法第30条第3項）。さらに、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第29条）。

イ [同上]

ウ 特定個人情報の提供制限等

個人情報保護法は、個人情報取扱事業者

に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めない（個人情報保護法第23条）。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）に対し、個人番号の提供

に対し、個人データについて、法令の規定に基づく場合等を除くほか、本人の同意を得ないで、第三者に提供することを認めない（個人情報保護法第23条）。

番号法においては、特定個人情報の提供について、個人番号の利用制限と同様に、個人情報保護法における個人情報の提供の場合よりも限定的に定めている（番号法第19条）。また、何人も、特定個人情報の提供を受けることが認められている場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。）同法第20条において同じ。

を求めてはならない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管に
ついても同様の制限を定めている（同法第
20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける
場合には、本人確認を義務付けている（同
法第16条）。

(2) 委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関する
監視・監督を行うため、次に掲げる権限を有

）に対し、個人番号の提供を求めてはなら
ない（同法第15条）。

さらに、特定個人情報の収集又は保管に
ついても同様の制限を定めている（同法第
20条）。

なお、本人から個人番号の提供を受ける
場合には、本人確認を義務付けている（同
法第16条）。

(2) 委員会による監視・監督

委員会は、特定個人情報の取扱いに関す
る監視・監督を行うため、次に掲げる権限

している。

- ・ 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。

・ [略]

を有している。

- ・ 個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、行政機関等における特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併せて指導及び助言をすることができる（番号法第33条）。

・ [同上]

-
- [略]
 - [略]
 - [略]

(3) [略]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-1(1) 個人番号の利用制限

[要点・(関係条文) 略]

1 個人番号の原則的な取扱い

-
- [同上]
 - [同上]
 - [同上]

(3) [同上]

第4 各論

第4-1 特定個人情報の利用制限

第4-1-1(1) 個人番号の利用制限

[要点・(関係条文) 同上]

1 個人番号の原則的な取扱い

[略]

A [略]

B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止

a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）

個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般

[同上]

A [同上]

B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止

a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）

個人情報取扱事業者は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がど

的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。

のような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定する必要がある。

* 個人番号関係事務の場合、「源泉徴収票作成事務」、「健康保険・厚生年金保険届出事務」のように特定することが考えられる。

番号法は、個人情報保護法とは異なり、本

番号法は、個人情報保護法とは異なり、本

人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定め
ている。

したがって、個人番号についても利用目的
(個人番号を利用できる事務の範囲で特定し
た利用目的)の範囲内でのみ利用することが
できる。利用目的を超えて個人番号を利用す
る必要が生じた場合には、当初の利用目的と
関連性を有すると合理的に認められる範囲内
で利用目的を変更して、本人への通知等を行
うことにより、変更後の利用目的の範囲内で
個人番号を利用することができる(個人情報

人の同意があつたとしても、利用目的を超え
て特定個人情報を利用してはならないと定め
ている。

したがって、個人番号についても利用目的
(個人番号を利用できる事務の範囲で特定し
た利用目的)の範囲内でのみ利用することが
できる。利用目的を超えて個人番号を利用す
る必要が生じた場合には、当初の利用目的と
関連性を有すると合理的に認められる範囲内
で利用目的を変更して、本人への通知等を行
うことにより、変更後の利用目的の範囲内で
個人番号を利用することができる(個人情報

保護法第15条第2項、第18条第3項)。

(利用目的の範囲内として利用が認められる

場合)

* [略]

* [略]

* [略]

* [略]

保護法第15条第2項、第18条第3項)。

(利用目的の範囲内として利用が認められる

場合)

* [同上]

* [同上]

* [同上]

* [同上]

(利用目的の変更が認められる場合)

* 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用することができる。

事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提

(利用目的の変更が認められる場合)

* 雇用契約に基づく給与所得の源泉徴収票作成事務のために提供を受けた個人番号を、雇用契約に基づく健康保険・厚生年金保険届出事務等に利用しようとする場合は、利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、健康保険・厚生年金保険届出事務等に個人番号を利用することができる。

事業者は、給与所得の源泉徴収票作成事務のほか健康保険・厚生年金保険届出事務等を行う場合、従業員等から個人番号の提

供を受けるに当たって、これらの事務の全
てを利用目的として特定して、本人への通
知等を行うことにより、利用目的の変更を
することなく個人番号を利用することがで
きる。なお、通知等の方法としては、従来
から行っている個人情報の取得の際と同様
に、社内LANにおける通知、利用目的を
記載した書類の提示、就業規則への明記、
自社のホームページ等への掲載等の方法が
考えられる。

b [略]

供を受けるに当たって、これらの事務の全
てを利用目的として特定して、本人への通
知等を行うことにより、利用目的の変更を
することなく個人番号を利用することがで
きる。なお、通知等の方法としては、従来
から行っている個人情報の取得の際と同様
に、社内LANにおける通知、利用目的を
記載した書類の提示、就業規則への明記等
の方法が考えられる。

b [同上]

2 [略]	2 [同上]
第4-2 特定個人情報の安全管理措置等	第4-2 特定個人情報の安全管理措置等
第4-2-1) 委託の取扱い	第4-2-1) 委託の取扱い
[要点・(関係条文) 略]	[要点・(関係条文) 同上]
1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)	1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法第22条)
A [略]	A [同上]
B 必要かつ適切な監督	B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければならない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として
、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報
の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用
の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が
発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後
の特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対す
る監督・教育、契約内容の遵守状況について報
告を求める規定等を盛り込まなければならない
。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報
報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先
に対して実地の調査を行うことができる規定等
を盛り込むことが望ましい。

委託契約の締結については、契約内容として
、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報
の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の
禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発
生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の
特定個人情報の返却又は廃棄、従業員に対する
監督・教育、契約内容の遵守状況について報告
を求める規定等を盛り込まなければならない
。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報
報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先
に対して実地の調査を行うことができる規定等
を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(注) [略]

2 [略]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

(注) [同上]

2 [同上]

第4-3 特定個人情報の提供制限等

第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定
個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 略]

1 提供の求めの制限 (番号法第15条)

何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当し

特定個人情報の提供を受けることができる場合を

除き、他人^(注)の個人番号の提供を求めてはなら

ない。

事業者が個人番号の提供を求めるとなるの

は、従業員等に対し、社会保障、税及び災害対策

第4-3-2) 個人番号の提供の求めの制限、特定
個人情報の提供制限

[要点・(関係条文) 同上]

1 提供の求めの制限 (番号法第15条)

何人も、番号法第19条各号のいずれかに該当し

特定個人情報の提供を受けることができる場合を

除き、他人^(注)の個人番号の提供を求めてはなら

ない。

事業者が個人番号の提供を求めるとなるの

は、従業員等に対し、社会保障、税及び災害対策

に関する特定の事務のために個人番号の提供を求
める場合等に限られる。

* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目
的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求め
ることとなる。一方、従業員等の営業成績等を
管理する目的で、個人番号の提供を求めてはな
らない。

(注) [略]

2 [略]

に関する特定の事務のために個人番号の提供を求
める場合等に限られる。

* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目
的で、従業員等に対し、個人番号の提供を求め
ることとなる（番号法第19条第3号に該当）。
一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で
、個人番号の提供を求めてはならない。

(注) [同上]

2 [同上]

第4-3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 略]

- 収集・保管の制限 (番号法第20条)
[略]

A [略]

B 保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務
務を処理するために収集又は保管されるもので

第4-3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 同上]

- 収集・保管の制限 (番号法第20条)
[同上]

A [同上]

B 保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務
務を処理するために収集又は保管されるもので

あるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報情報を保管し続けることができ。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなつた場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならぬ。なお、その個人番号部分を復元できない程

あるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報情報を保管し続けることができ。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなつた場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならぬ。なお、その個人番号部分を復元できない程

度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなつたときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。

* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等の個人番号を保管することができる。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、従業員等の個人番号を保管することはできない。

度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能であるが、それが個人データに該当する場合において、利用する必要がなくなつたときは、その個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（個人情報保護法第19条）。

* 事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等の個人番号を保管することができる（番号法第19条第3号に該当）。一方、従業員等の営業成績等を管理する目的で、従業員等の個人番号を保管することはでき

ない。

* [略]

* [同上]

* [略]

* [同上]

* [略]

* [同上]

※ [略]

※ [同上]

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置

(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置

(事業者編)

(事業者編)

② 講ずべき安全管理措置の内容

[略]

Ｃ 組織的安全管理措置

[略]

ｂ 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用を行うとともに、

その状況を確認するため、特定個人情報等の

利用状況等を記録する。

② 講ずべき安全管理措置の内容

[同上]

Ｃ 組織的安全管理措置

[同上]

ｂ 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用を行うとともに、

その状況を確認するため、システムログ又は

利用実績を記録する。

《手法の例示》

* [略]

• [略]

• 書類・媒体等の持ち運びの記録 →

「持ち運び」については、**2**E.c 参照

• [略]

• [略]

• [略]

【中小規模事業者における対応方法】

○ [略]

《手法の例示》

* [同上]

• [同上]

• 書類・媒体等の持ち運びの記録

• [同上]

• [同上]

• [同上]

【中小規模事業者における対応方法】

○ [同上]

E 物理的安全管理措置

[略]

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム (サーバ等) を管理する区域 (以下「管理区域」という。) を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

また、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域 (以下「取扱区域」という。) について、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意す

E 物理的安全管理措置

[同上]

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システム を管理する区域 (以下「管理区域」という。) 及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域 (以下「取扱区域」という。) を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

る必要がある。

《手法の例示》

* [略]

* [略]

＊ 取扱区域に関しては、間仕切り等の設置、座席配置の工夫、のぞき込みを防止する措置等を講ずることが考えられる。

F 技術的安全管理措置

[略]

《手法の例示》

* [同上]

* [同上]

＊ 取扱区域に関する物理的安全管理措置としては、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられる。

F 技術的安全管理措置

[同上]

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

《手法の例示》

* [略]

- ③ 特定個人情報ファイルを取り扱うことのできる情報システム端末等を限定する。

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。

《手法の例示》

* [同上]

- ③ 個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。

≡ 各情報システムにおいて、アクセス
≡ することのできる特定個人情報フアイ
ルを限定する。

- [略]

【中小規模事業者における対応方法】

- [略]
- [略]

- 外部からの不正アクセス等の防止
情報システムを外部からの不正アクセス又
は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導

≡ 特定個人情報ファイルを取り扱う情
≡ 報システムを、アクセス制御により限
定する。

- [同上]

【中小規模事業者における対応方法】

- [同上]
- [同上]

- 外部からの不正アクセス等の防止
情報システムを外部からの不正アクセス又
は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導

入し、適切に運用する。

《手法の例示》

* [略]

* 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入し、不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。

[削る。]

入し、適切に運用する。

《手法の例示》

* [同上]

* 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入することが考えられる。

＊ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認することが考えられる。

<p>≡ [略]</p> <p>* [略]</p>	<p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p> <p>1 特定個人情報の利用制限</p> <p>1-1(1) 個人番号の利用制限</p> <p>[要点・(関係条文) 略]</p> <p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>[略]</p>
<p>≡ [同上]</p> <p>* [同上]</p>	<p>(別冊) 金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン</p> <p>1 特定個人情報の利用制限</p> <p>1-1(1) 個人番号の利用制限</p> <p>[要点・(関係条文) 同上]</p> <p>1 個人番号の原則的な取扱い</p> <p>[同上]</p>

<p>A [略]</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p> a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報と同様に、本人が、</p>	<p>A [同上]</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p> a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予</p>
<p>A [略]</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p> a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、</p>	<p>A [同上]</p> <p>B 利用目的を超えた個人番号の利用禁止</p> <p> a 利用目的を超えた個人番号の利用禁止（番号法第30条第3項により読み替えて適用される個人情報保護法第16条第1項）</p> <p>金融機関は、個人番号の利用目的をできる限り特定しなければならない（個人情報保護法第15条第1項）が、その特定の程度としては、本人が、自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予</p>

自らの個人番号がどのような目的で利用されるのかを一般的かつ合理的に予想できる程度に具体的に特定することが望ましい。

番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。

想できる程度に具体的に特定する必要がある。

* 「金融商品取引に関する支払調書作成事務」、「保険取引に関する支払調書作成事務」のように特定することが考えられる。

番号法は、個人情報保護法とは異なり、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないと定めている。

したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。

* [略]

したがって、個人番号についても利用目的（個人番号を利用できる事務の範囲で特定した利用目的）の範囲内でのみ利用することができる。利用目的を超えて個人番号を利用する必要が生じた場合には、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知等を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で個人番号を利用することができる（個人情報保護法第15条第2項、第18条第3項）。

* [同上]

<p>* [略]</p> <p>b [略]</p>	<p>* [同上]</p> <p>b [同上]</p>
<p>2 [略]</p> <p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-1(1) 委託の取扱い、</p> <p>[要点・(関係条文) 略]</p>	<p>2 [同上]</p> <p>2 特定個人情報の安全管理措置等</p> <p>2-1(1) 委託の取扱い、</p> <p>[要点・(関係条文) 同上]</p>
<p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法)</p>	<p>1 委託先の監督 (番号法第11条、個人情報保護法)</p>

第22条)

A [略]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければなら

第22条)

A [同上]

B 必要かつ適切な監督

「必要かつ適切な監督」には、①委託先の適切な選定、②委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結、③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握が含まれる。

委託先の選定については、委託者は、委託先において、番号法に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければなら

ない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。

ない。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者^(注)に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられる。

委託契約の締結については、契約内容として、秘密保持義務、事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければならない。

。また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

委託先における特定個人情報の取扱状況の把握については、前記の契約に基づき報告を求めること等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

(注) [略]

また、これらの契約内容のほか、特定個人情報を取り扱う従業員の明確化、委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定等を盛り込むことが望ましい。

(注) [同上]

<p>[2] [略]</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-1(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報 報の提供制限</p> <p>[要点・(関係条文) 略]</p>	<p>[2] [同上]</p> <p>3 特定個人情報の提供制限等</p> <p>3-1(2) 個人番号の提供の求めの制限、特定個人情報 報の提供制限</p> <p>[要点・(関係条文) 同上]</p>
<p>[1] 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し</u> <u>特定個人情報の提供を受けることができる場合を</u></p>	<p>[1] 提供の求めの制限 (番号法第15条)</p> <p>何人も、<u>番号法第19条各号のいずれかに該当し</u> <u>特定個人情報の提供を受けることができる場合を</u></p>

除き、他人の個人番号の提供を求めはならない

。

金融機関が、金融業務に関連して個人番号の提供を求めることとなるのは、顧客に対し、支払調書作成事務等のために個人番号の提供を求める場合に限られる。

* 金融機関は、支払調書作成事務等処理する

目的で、顧客に対し、個人番号の提供を求めることとなる。一方、法令で定められた支払調書作成事務等処理する場合を除き、個人番号の提供を求めはならない。

除き、他人の個人番号の提供を求めはならない

。

金融機関が、金融業務に関連して個人番号の提供を求めることとなるのは、顧客に対し、支払調書作成事務等のために個人番号の提供を求める場合に限られる。

* 金融機関は、支払調書作成事務等処理する

目的で、顧客に対し、個人番号の提供を求めることとなる（番号法第19条第3号に該当）。一方、法令で定められた支払調書作成事務等処理する場合を除き、個人番号の提供を求めは

ならない。

2 [略]

3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 略]

● 収集・保管の制限 (番号法第20条)

[略]

A [略]

2 [同上]

3-(3) 収集・保管制限

[要点・(関係条文) 同上]

● 収集・保管の制限 (番号法第20条)

[同上]

A [同上]

B 保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができ。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなつた場合で、所管法令において定められている

B 保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができ。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなつた場合で、所管法令において定められている

保存期間を経過した場合には、個人番号をでき
るだけ速やかに廃棄又は削除しなければならな
い。なお、その個人番号部分を復元できない程
度にマスキング又は削除した上で保管を継続す
ることは可能であるが、それが個人データに該
当する場合において、利用する必要がなくなっ
たときは、その個人データを遅滞なく消去する
よう努めなければならない（個人情報保護法第
19条）。

* 金融機関は、支払調書作成事務等処理す
る目的で、顧客の個人番号を保管することが

保存期間を経過した場合には、個人番号をでき
るだけ速やかに廃棄又は削除しなければならな
い。なお、その個人番号部分を復元できない程
度にマスキング又は削除した上で保管を継続す
ることは可能であるが、それが個人データに該
当する場合において、利用する必要がなくなっ
たときは、その個人データを遅滞なく消去する
よう努めなければならない（個人情報保護法第
19条）。

* 金融機関は、支払調書作成事務等処理す
る目的で、顧客の個人番号を保管することが

<p>できる。一方、法令で定められた支払調書作成事務等在处理する場合を除き、顧客の個人番号を保管することはできない。</p>	<p>できる（番号法第19条第3号に該当）。一方、法令で定められた支払調書作成事務等在处理する場合を除き、顧客の個人番号を保管することはできない。</p>
<p>* [略]</p>	<p>* [同上]</p>
<p>* [略]</p>	<p>* [同上]</p>
<p>* [略]</p>	<p>* [同上]</p>
<p>※ [略]</p>	<p>※ [同上]</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。